資料3－2

府食第４８０号
平成２２年6月２３日

食品安全委員会委員長　小泉　直子　殿

企画専門調査会座長　早川　堯夫

平成２１年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

標記について、本年６月９日に開催した企画専門調査会第３４回会合において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

（ 別　添 ）

平成２１年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

平成２２年６月

食品安全委員会　企画専門調査会

＜審議の経緯＞

平成２２年６月　９日	第３４回企画専門調査会
平成２２年６月２３日	企画専門調査会座長から 食品安全委員会委員長へ報告

＜食品安全委員会委員＞

委　員　長	小泉　直子
委員長代理	見上　　彪
	長尾　　拓
	野村　一正
	畑江　敬子
	廣瀬　雅雄
	村田　容常

＜食品安全委員会企画専門調査会専門委員＞

座　　長	早川　堯夫
座長代理	清水　英佑
	阿南　　久
	石川　広己
	今井　久美子
	江森　孝至
	生出　泉太郎
	河合　義雄
	酒井　淳一
	迫　　和子
	佐々木　珠美
	壷井　和子
	局　　博一
	宗像　道子
	山崎　初美
	山田　祥男
	山根　香織
	渡邉　治雄

目　　次

Ⅰ 総　論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ 平成２１年度における委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

１ 委員会の運営全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1)　会議の開催
(2)　平成２０年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成２２年度食品安全委員会運営計画の作成

２ 食品健康影響評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1)　リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施
(2)　食品健康影響評価に関するガイドラインの策定
(3)　「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施
(4)　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査
(5)　食品健康影響評価技術研究の推進

３ リスクコミュニケーションの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(1)　意見交換会等の開催
(2)　リスクコミュニケーション推進事業の実施
(3)　全国食品安全連絡会議の開催
(4)　食品安全モニターの活動
(5)　情報の提供・相談等の実施
(6)　リスクコミュニケーションに係る事務の調整
(7)　食育の推進への貢献

４ 緊急の事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(1)　緊急時対応訓練の実施
(2)　緊急事態への対処体制の整備
(3)　主な緊急事態への対応

５ 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用・・・・・・・・ 15
(1)　最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供
(2)　国際協調の推進
(3)　外部の専門家とのネットワークの形成

６ 食品の安全性の確保に関する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

Ⅲ 平成２１年度における委員会の運営状況の総括・・・・・・・・・・・・・ 16

資料１　食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
資料２　委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況・・・・・・・・・・ 19
資料３　平成２１年度食品健康影響評価技術研究採択課題・・・・・・・・ 49
資料４　平成２０年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧・・ 50
資料５　平成２２年度食品健康影響評価技術研究領域・・・・・・・・・・ 51
資料６　平成２１年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧・・・・ 52
資料７　平成２１年度意見交換会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
資料８　平成２１年度関係団体との懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
資料９　平成２１年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーター
　　（ファシリテーター）育成講座開催実績一覧表 ・・・・・・・・・ 57
資料10 平成２１年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーター
　　（インタープリター）育成講座開催実績一覧表 ・・・・・・・・・ 58
資料11 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席・・・ 59
資料12 海外研究者及び専門家の招へい・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
参考資料　平成２２年度食品安全委員会運営計画
　　（平成２２年４月１日食品安全委員会決定）・・・・・・・・・・ 61

Ⅰ　総論

平成２１年度は、９月に消費者庁が新たに設置されるなど食品安全委員会（以下「委員会」という。）を取り巻く環境が変化する中、「食品安全委員会の改善に向けて（平成２１年３月２６日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務全般について改善を進めた。

具体的には、委員会は、平成２１年度食品安全委員会運営計画（平成２１年３月２６日食品安全委員会決定）に基づき、食品健康影響評価を精力的に推進するとともに、リスク管理機関と連携したリスクコミュニケーションの実施、ホームページ等での科学的知見に関する情報提供などに力を注ぎ、特に、以下の事項を個別重点事項として掲げ、各事業の積極的な展開を図った。

① 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、調査審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。

② 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。

③ リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーターの育成を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。

④ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。

⑤ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、次期食品安全総合情報システムの開発を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供する。

⑥ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（ＥＦＳＡ）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

Ⅱ　平成２１年度における委員会の取組

１　委員会の運営全般

(1)　会議の開催

①　委員会会合の開催

平成２１年度において、４６回の委員会会合を、原則として毎週木曜日１４時から公開で開催した。

②　企画専門調査会の開催

平成２１年度において、企画専門調査会を４回開催した。（第３０回～第３３回会合）

６月２３日の第３０回会合では、平成２０年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成２０年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、了承された。

９月２９日の第３１回会合及び１２月１７日の第３２回会合では、委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価」及び「アルミニウムに関する食品健康影響評価」について委員会に報告した。

また、第３２回会合では、併せて平成２１年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について審議を行った。

平成２２年２月１６日の第３３回会合では、平成２２年度食品安全委員会運営計画（案）について審議し、了承された。

③　リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成２１年度において、リスクコミュニケーション専門調査会を５回開催した。（第４４回～第４８回会合）

４月２７日の第４４回会合では、委員会、厚生労働省及び農林水産省によるリスクコミュニケーションの取組に係る平成２０年度の実績及び平成２１年度の運営計画について審議を行った。

８月２６日の第４５回会合では、「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」及び「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向」について審議を行った。

９月１６日の第４６回会合では、上記２事項のとりまとめ案について審議し、了承された。また、委員会におけるリスクコミュニケーションの実施状況について審議を行った。

１１月１１日の第４７回会合では、本専門調査会の今後の進め方について審議を行った。

平成２２年１月２６日の第４８回会合では、今後の委員会のリスクコミュニケーション及び食品安全確保総合調査の実施について審議を行った。

④　緊急時対応専門調査会の開催

平成２１年度において、緊急時対応専門調査会を３回開催した。（第２９回～第３１回会合）

７月２９日の第２９回会合では、平成２１年度におけるこれまでの緊急時対応について審議を行うとともに、平成２１年度食品安全委員会緊急時対応訓練について審議し、了承された。また、緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について検討した。

１２月１５日の第３０回会合では、緊急時対応マニュアルの見直しについて審議を行うとともに、平成２１年度食品安全委員会緊急時対応訓練（一部変更）について審議し、了承された。

平成２２年３月２６日の第３１回会合では、平成２１年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果、平成２２年度緊急時対応訓練計画（案）及び平成２２年度緊急時対応専門調査会の進め方について審議し、了承された。また、食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）骨子について検討した。

⑤　食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を行うため、平成２１年度においては、添加物専門調査会（１４回（高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性についての新開発食品・添加物合同専門調査会４回を含む。））、農薬専門調査会（４４回）、動物用医薬品専門調査会（１８回）、器具・容器包装専門調査会（６回（生殖発生毒性等に関するワーキンググループ４回を含む。））、化学物質・汚染物質専門調査会（１４回（鉛ワーキンググループ５回を含む。））、微生物・ウイルス専門調査会（６回）、プリオン専門調査会（８回）、かび毒・自然毒等専門調査会（５回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（１１回）、新開発食品専門調査会（９回（高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性についての新開発食品・添加物合同専門調査会４回を含む。））、肥料・飼料等専門調査会（５回）、食品による窒息事故に関するワーキンググループ（７回）をそれぞれ開催した。（注　開催回数には部会等の開催回数も含まれる。）

また、平成２１年度においては、以下のとおり、調査審議の効率化を図った。

・　「企業申請品目に係る標準処理期間について」（平成２１年７月１６日決定）を策定し、平成２２年１月１日からタイムクロック制を導入することを決定した。
・　動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途がある物質については、専門調査会の所掌を見直し、肥料・飼料等専門調査会に一体化して調査審議を実施することを決定した。

・　「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第２４条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成２１年１０月８日決定）を策定し、既に評価結果を有している評価対象について意見を求められた場合の効率的な調査審議を開始した。
・　遺伝子組換え技術を用いた動物用医薬品であるワクチンについて、動物用医薬品専門調査会に、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員及び専門参考人の参画を得て審議を行った。
・　「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価を行うため、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」を設置した。
・　農薬「メトコナゾール」の評価に際し、農薬専門調査会に発生毒性試験に関するワーキンググループを設置することとした。

⑥　専門調査会の連携の確保

企画専門調査会・リスクコミュニケーション専門調査会・緊急時対応専門調査会の横断的座長会を平成２２年１月１４日に開催し、委員会の機能強化等について意見交換を行った。また、評価系専門調査会については、分野ごとの話題の共通性に配慮し、化学物質系分野の座長会を１２月３日に、生物系・新食品等分野の座長会を１２月４日に開催し、ＡＤＩ・ＴＤＩの設定に係る安全係数の考え方等の横断的事項について意見交換を行った。

(2)　平成２０年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成２２年度食品安全委員会運営計画の作成

①　平成２０年度食品安全委員会運営状況報告書の作成

６月２３日の第３０回企画専門調査会で審議し、７月９日の第２９３回委員会会合において決定した。

②　平成２２年度食品安全委員会運営計画の作成

平成２２年２月１６日の第３３回企画専門調査会で審議し、４月１日の第３２６回委員会会合において決定した。

２　食品健康影響評価の実施

(1)　リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。

平成２１年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする１７５案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、１４５案件（自ら評価９案件を含む。）について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとの概要を示す。

なお、平成２１年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については資料１のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料２のとおりである。

① 添加物

平成２１年度は、厚生労働省から８案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、１１案件の評価結果を通知した。

平成１７年９月２０日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」については、新開発食品・添加物合同専門調査会で調査審議を行った。

② 農薬

平成２１年度は、厚生労働省から４０案件、農林水産省から２案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、４８案件の評価結果を厚生労働省に通知した。

また、厚生労働省から食品健康影響評価が明らかに必要でない場合についての照会が１件、食品健康影響評価に関する照会が１件あり、それぞれに対し回答を通知した。

③ 動物用医薬品

平成２１年度は、厚生労働省から１８案件及び農林水産省から１３案件の計３１案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、１７案件の評価結果を厚生労働省に、８案件の評価結果を農林水産省に対して通知した。

④ 器具・容器包装

平成２１年度は、厚生労働省から６案件について食品健康影響評価の要請があった。

平成２０年７月８日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「ビスフェノールＡがヒトの健康に与える影響」について、生殖発生毒性等に関するワーキンググループにおいて調査審議を行った。

⑤　化学物質・汚染物質

平成２１年度は、平成２１年２月９日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「米のカドミウムの成分規格改正」について調査審議を行い、評価結果を通知した。その他、前年度までに評価要請のあった５案件についても評価を終了し、評価結果を通知した。

また、平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」については、化学物質・汚染物質専門調査会に設置した鉛ワーキンググループにおいて調査審議を行った。

⑥　微生物・ウイルス

平成１６年度に「自ら評価」案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、優先的に取り組むこととされた「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」について、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

また、「牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤の承認及び再審査に係る薬剤耐性菌」についても評価を終了し、農林水産省に評価結果を通知した。

⑦　プリオン

平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国１３か国のうち回答が得られた８か国について、評価を終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。

⑧　かび毒・自然毒等

平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンＡ」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価については、先に調査審議を行うこととなった「デオキシニバレノール及びニバレノール」の調査審議を行った。

⑨　遺伝子組換え食品等

平成２１年度は、厚生労働省及び農林水産省から２３案件について食品健康影響評価の要請があり、平成１９年までに要請のあったものを含めて、１８案件について評価結果を通知した。

⑩　新開発食品

平成２１年度は、消費者庁から７案件について食品健康影響評価の要請があり、審議調査を行った。また、前年度までに厚生労働省から評価要請のあった８案件について、評価結果を通知した。また、厚生労働省から食品健康影響評

価が明らかに必要でない場合について１件の照会があり、これに対して同省に通知した。

平成１７年９月２０日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」については、新開発食品・添加物合同専門調査会を開催し、調査審議を行った。

⑪　肥料・飼料等

平成２１年度は、厚生労働省から４３案件及び農林水産省から２案件の計４５案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、２案件の評価結果を厚生労働省に、２案件の評価結果を農林水産省に対して通知した。

⑫　その他

平成２１年４月２７日付け内閣府国民生活局（現：消費者庁）から食品健康影響評価の要請があった「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」について、食品による窒息事故に関するワーキンググループでの審議を経て、委員会に報告し、国民からの意見・情報の募集を行った。

(2)　食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。

平成２１年度は、農薬、動物用医薬品、飼料・飼料等及び器具・容器包装について、各専門調査会において、ガイドライン策定に向けて検討を開始した。添加物について評価ガイドラインの作成に必要な調査審議を行い、国民からの意見・情報の募集を行った。

(3)　「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施

①　「自ら評価」案件の選定

食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた情報等に基づき、「自ら評価」案件候補として４案件を抽出し、第３１回及び第３２回企画専門調査会において審議した結果、「トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価」及び「アルミニウムに関する食品健康影響評価」を「自ら評価」案件候補として選定し、委員会に報告することを決定した。

なお、平成２１年度においては、食品安全モニターのうち平成２０年度から依頼している方々に対し、平成２１年度の「自ら評価」案件候補について、試行的に募集を行った。

上記２案件については、平成２２年２月４日の第３１９回委員会会合において、最終決定する前に国民からの意見・情報の募集を行うことを決定し、平成２２年２月４日から３月５日まで意見・情報の募集を行った結果、３月１８日の第３２４回委員会会合において「自ら評価」を行うことを決定した。

なお、「トランス脂肪酸」に関しては、新開食品専門調査会において調査審議を行うこととし、「アルミニウム」に関しては、まずは必要なデータ収集を行うこととされた。

② 「自ら評価」の実施

・ 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

平成１６年度に「自ら評価」案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」から調査審議を進めることとされていたため、微生物・ウイルス専門調査会で調査審議の後、委員会で評価結果が得られたため、厚生労働省及び農林水産省に通知した。

また、残りの優先評価３案件の「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「カキを主とする二枚貝中のノロウイルス（「食品中のノロウイルス」に改訂）」については、微生物・ウイルス専門調査会から委員会に対して評価の実行可能性等に関する審議結果の報告が行われた。

・ 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、外交ルートを通じ、評価対象国へ質問書による照会を行い、１３か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン、ホンジュラス）から回答を得た。また、その後韓国も対象に加えることとされたことから、他国と同様、質問書を発出した。各国の回答を順次プリオン専門調査会に提出し調査審議を進め、８か国（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）について評価を終了した。また、回答が得られていない国については、引き続き回答が得られるよう働きかけた。

・ 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」については、化学物質・汚染物質専門調査会に設置した鉛ワーキンググループで調査審議を行った。ワーキンググループとして得た結論は中間取りまとめをして公表することとし、新たな知見の蓄積とその検討を待って最終的な評価結果を取りまとめることとされた。

・　食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」については、化学物質・汚染物質専門調査会において、「食品中に含まれるヒ素の食品健康影響評価に関する調査報告」（平成２０年度実施）の内容を踏まえて具体的な評価の方向性を検討し、化学形態別に評価していくこととされた。また、効率的な審議を行うため、上記調査に関与した専門委員及び疫学、統計学等に見識のある専門委員からなる小グループを構成し、ヒ素に関する知見を検討することとされた。

・　デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価

平成２０年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンＡ」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価については、かび毒・自然毒等専門調査会の意見等を踏まえ、「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始することとした。また、「オクラトキシンＡ」については、食品安全確保総合調査を活用して、評価に必要なデータの収集や整理を行った。

(4)　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果が、厚生労働省及び農林水産省の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、平成２０年４月から平成２０年９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（６分野８９品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目（６分野９４品目）について調査を行い、平成２１年４月２３日の第２８３回委員会会合にその結果を報告した（調査対象１８３品目のうちリスク管理措置済み６０品目）。また、平成２０年１０月から平成２１年３月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（７分野７８品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（６分野１２２品目）について調査を行い、平成２１年１０月２９日の第３０７回委員会会合にその結果を報告した（調査対象品目２００品目のうちリスク管理措置済み７１品目）。さらに、調査時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目に係る検討状況について、第３０７回委員会会合における指摘を踏まえ、リスク管理機関に対するヒアリングの実施など必要な対応を行うことにより、施策の検討状況をより詳細に把握し、１１月１２日の第３０９回委員会会合において、事務局からその結果を報告した。

また、平成２１年４月から平成２１年９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（８分野７２品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（７分野１２６品目）について、平成２２年２月に調査を行った。

(5) 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究を実施している。

平成２１年度の新規研究課題については、平成２１年４月２日の第２８０回委員会会合において、３研究領域６課題を研究課題として決定した（資料３）。

平成２０年度に終了した研究課題（７課題）については、食品健康影響評価技術研究運営委員会（以下「研究運営委員会」という。）において、事後評価案を取りまとめ、その結果を平成２１年７月１６日の第２９４回委員会会合において決定し（資料４）、ホームページにて公開した。また、得られた研究成果についてもホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を９月３日に開催した「平成２１年度食品安全委員会研究成果発表会」にて発表した。

平成２２年度の新規研究課題については、１１月に食品安全委員会委員及び専門委員から研究領域案を募集し、平成２１年１２月１０日の第３１３回委員会会合において研究領域（キーワード）を決定し（資料５）、平成２２年１月５日から１月２８日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計６５課題の応募があった。応募された課題については、研究運営委員会において、書面による１次審査及びヒアリングによる２次審査を行い、研究課題の候補として９課題を選定した。なお、研究運営委員会では、研究予算は有限であることを踏まえ、委員会として必要な研究であるか、過去に重複した研究がなされていないか等を考慮して候補を選定した。また、予算配分においても、研究項目やその規模（例：実験動物の数など）についての科学的妥当性を考慮しながら決定した。

平成２１年度に実施した研究課題（平成２１年度に終了する課題を除く。）については、研究運営委員会において、中間評価案を取りまとめ、その結果を平成２２年３月４日の第３２２回委員会会合において決定した（資料６）。

平成２１年度に実施した研究課題については、研究費の適正な執行を図る観点から、１１月以降、順次計画的に研究受託者に対して実地指導を行った。

厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図り、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況等について情報交換を行った。

３　リスクコミュニケーションの促進

(1) 意見交換会の開催

委員会は、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関等とも連携して意見交換会を実施している。平成２１年度においては、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会を全国各地で４３回開催し、このうち関係府省が連携して９回、地方自治体との共催で３３回、委員会単独で７回開催した（資料７）。

これらの意見交換会は、鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリや我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係るリスク評価をテーマにして行ったほか、食品分野におけるナノテクノロジーや国際がん研究機構における化学物質の評価の最新情報をテーマとして海外から専門家を招聘して行った。

意見交換会後のアンケート結果では、理解度の項目で「理解できた」「概ね理解できた」との回答が８割以上となった。また、主な感想として「数値的な資料が多く大変参考になった」、「日本のリスク評価結果を海外に発信し、情報を国際的に共有することは有意義である。」、「参加者の多様な意見が参考になった」等が寄せられ、リスクコミュニケーションの成果があったといえる。

また、科学に基づく食品安全について気軽に語り合うサイエンスカフェや地方公共団体と共催で食品のリスクを考えるワークショップなどを実施した。

さらに、消費者団体との懇談会を実施した（資料８）。

(2) リスクコミュニケーション推進事業の実施

意見交換を円滑にする役割を担うリスクコミュニケーター（ファシリテーター）を育成するため、ファシリテーション（様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にするなど、効果的に意見交換を進める手法）に関する基礎講座を開催した。平成２１年度は、地方公共団体と協力して計１１回開催し、３１４人が参加した（資料９）。

また、リスク評価結果に関する科学情報等を分かりやすく説明するとともに、国民の意見を把握し、情報として双方向的に委員会に伝達することができるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成するため、食品のリスク評価やリスク認知等についての知識を習得し、それらを分かりやすく説明できるよう、講義と演習を組み合わせた講座を開催した。平成２１年度は、地方公共団体と協力して計８回開催し、１８４人が参加した（資料１０）。

さらに、これらの受講者が地域におけるリスクコミュニケーションを推進し、食品安全に関する理解の裾野を広げる活動ができるよう、各種パンフレットの提供、ＤＶＤの貸出し等を行った。

(3) 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、１１月２７日に全国１３６自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）を対象とした平成２１年度全国食品安全連絡会議を開催し、委員会の運営状況の情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーションなど、地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。

(4) 食品安全モニターの活動

委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられた施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点について意見等を聴くため、全国各地から４７０名の食品安全モニターを依頼し、平成２１年度中に３３８件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、コメントを適宜付してホームページに掲載するとともに、関係行政機関にも回付した。

また、「食品の安全性に関する意識等について」（７月実施）及び「食品安全委員会からの情報発信について」（平成２２年１月実施）の課題報告の結果について、委員会会合で報告して委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。

このほか、委員会の取組や食品健康影響評価等について、知識や理解を深めるとともに、意見交換を行うため、５月から６月にかけて、地域別に全国７都市（東京３回、大阪２回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各１回）で、「食品安全モニター会議」を計１０回開催した。

(5) 情報の提供・相談等の実施

委員会は、食品の安全性についての知識や理解を深めるため、広く国民に対して、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

ホームページにおいて、食中毒、新型インフルエンザ、高濃度にジアシルグリセロール（ＤＡＧ）を含む食用油、こんにゃく入りゼリー等食品による窒息事故や、「トランス脂肪酸」、「加工食品中のアクリルアミド」、「食品中のクロロプロパノール類」のファクトシートを掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、食の安全ダイヤル等を通じて国民の関心等の把握に努め、関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案については「重要なお知らせ」等としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。また、利用者にとってより利便性が高く、活用しやすいホームページ環境となることを目指し、ホームページと「食品安全総合情報システム」を統合した。

電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約８，１００名（平成２２年３月末現在）の会員に対し配信した。メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組として、食品安全委員会の移転のお知らせを地方公共団体や関係団体に行った際等に、メールマガジンについても併せて周知を図ったほか、紙面について標記の簡略化により、より見やすく読みやすいものとなるよう工夫を行った。

季刊誌「食品安全」においては、７月に「体細胞クローン牛・豚由来食品のリスク評価」及び「かび毒（総アフラトキシン）のリスク評価」を特集した第１９号を、１０月に「食中毒原因微生物カンピロバクターのリスク評価」を特集した第２０号を、平成２２年１月に「遺伝子組換えパパイヤのリスク評価」を特集した第２１号を、３月に「ＢＳＥが発生していない国を対象とした輸入

牛肉・牛内臓のリスク評価」を特集した第２２号をそれぞれ発行した。

また、６月に「残留基準値のもつ意味合い～ＡＤＩ、残留基準値と食品の安全性～」をテーマとして、マスメディア関係者との勉強会を実施し、７月には食品安全委員会委員の就任記者会見を行った。

報道関係者に対しては、引き続き委員会会合の開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。

食の安全に関する問合せ、情報及び意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイヤル」に対しては、電話や電子メールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問合せがあり、平成２１年度の受付件数は６５５件（１か月当たり平均受付件数は約５５件）であった。内容としては、食品健康影響評価の関係では高濃度にジアシルグリセロール（ＤＡＧ）を含む食用油等に関するものなどが多かった。また、新型インフルエンザの流行に関連して、食品からの感染の可能性についての問合せも多く寄せられた。

国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月、Ｑ＆Ａを作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めた。

なお、委員会が行った情報発信については、内容の分かりやすさ等の評価を把握するため、食品安全モニターに対して課題報告として調査を行った。

⑹　リスクコミュニケーションに係る事務の調整

平成２１年度においては、関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を２３回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。

⑺　食育の推進への貢献

６月１３、１４日に島根県で開催された第４回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

平成１９、２０年度に引き続き、８月７日に、小学校高学年を対象として、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を委員会会議室で開催し、意見交換や食に関するクイズを行った。

また、地方公共団体との連携により、「ジュニア食品安全委員会」など子どもを対象とした意見交換会を全国各地で１１回開催した。

そのほかにも、訪問学習の受入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性について説明した後、意見交換を行ったほか、学校教育において食の安全に関する基礎的な知識が学習できるよう教育機関・関係団体等との連携を促進するため、平成２１年度の調査事業において、中学生を対象とした家庭科の副読本を作成した。

４　緊急の事態への対処

(1)　緊急時対応訓練の実施

４月２３日の第２８３回委員会会合において、平成２１年度緊急時対応訓練計画を決定し、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の習得を重点課題とした。

また、一層実効性のある訓練にするため、訓練設計を実務研修と確認訓練の２本立てとし、平成２１年１１月から平成２２年１月までの間に職員を中心に実務研修を実施し、平成２２年１月２９日に一日かけた確認訓練を実施した。

(2)　緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、新型インフルエンザ発生事案等に対する委員会の緊急時対応について検証を行うとともに、緊急事態等において委員会の情報提供を一層迅速で理解しやすいものに充実させるための方策について検討を行った。また、９月１日に消費者庁が設置され、消費者行政推進基本計画に基づき、消費者庁が緊急時において対策本部を主宰するなど司令塔機能を担うこととなったことを踏まえ、「食品安全委員会の改善に向けて」において食品健康影響評価に係る改善方策の１つである「緊急の案件に柔軟に対応するための改善」を図るため、当該業務に関連する緊急時対応マニュアル等の見直しについて審議した。

(3)　主な緊急事態への対応

以下の事案について、関係府省庁と連携を取りながら対応した。

①　新型インフルエンザ（インフルエンザＡ／Ｈ１Ｎ１）の発生事案

４月２５日に、ＷＨＯ（世界保健機関）の「メキシコ及び米国における豚由来Ｈ１Ｎ１のＡ型インフルエンザウイルスの人への感染の発生」の公表や内閣官房主催の臨時の対策会議の開催を受け、直ちにホームページ及び臨時メールマガジンの発行により情報提供を開始した。その後も「新型インフルエンザに関する食品安全委員会委員長の見解」を始め、新型インフルエンザに関するＱ＆Ａ等をホームページで公開するなど、引き続き情報提供を行った。

②　中国産豚肉加工品からのクレンブテロール検出事案

６月に、厚生労働省から事案発生の情報を受け、直ちにホームページによりクレンブテロールの用途、ヒトへの健康影響等概要をまとめたハザード概要シートを公開し、情報提供を行った。

③　飲食店における腸管出血性大腸菌Ｏ１５７食中毒の発生事案

９月に厚生労働省から広域発生に係る情報を受け、直ちにホームページにより食肉を調理する場合の注意点を始めとした腸管出血性大腸菌食中毒の予防等の情報提供を行った。

５　食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

(1)　最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

収集した食品安全に関する海外情報、委員会が行った調査の結果や会議資料等について、詳細な条件検索ができるように整理し、「食品安全総合情報システム」により、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、広く国民に提供した。

また、収集した情報を整理・分析して、「自ら評価」案件の検討に活用するとともに、国民に分かりやすく正確な情報提供を行うため、ファクトシート等の作成を進めた。

ホームページとの連携を強化し、利便性の向上を目指した（次期）食品安全総合情報システムについては、平成２２年２月から運用を開始した。

(2)　国際協調の推進

平成２１年度においては、ＪＥＣＦＡ専門家会合、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）関連会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（２２回)、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有を図った（資料１１)。

また、海外の研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施し科学的知見の充実を図った(資料１２)。さらに委員会の英語版ホームページにおいて委員会の毎月の活動状況を発信する等の拡充を図った。

委員会とＥＦＳＡとの連携強化に向けて、１２月７日に、「技術的データの収集、解析及び共有」と「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書（MoC:Memorandum of Cooperation）を締結した。

(3)　外部の専門家とのネットワークの形成

医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会の各ホームページにおけるリンクの働きかけのほか、獣医師会学会への委員会職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説明、さらには各種団体への季刊誌等のパンフレットの配布による情報提供を行うなど、ネットワーク作りを行った。

６　食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等を行うために必要な様々な危害要因に関するデータを収集・整理・解析等を行う調査として、平成２１年度においては、１３課題を選定し、実施した（資料１３)。

調査課題の選定は、食品安全確保総合調査選定会議において行い、総合評価方式（入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価する方式）の技術提案の審査は、食品安全確保総合調査技術等審査会において行った。

また、選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等をホームページで公開した。

Ⅲ　平成２１年度における委員会の運営状況の総括

委員会は平成２１年度食品安全委員会運営計画に基づき事業を推進し、その実施状況については、企画専門調査会において１２月１７日に中間報告するとともに、平成２２年６月９日にはフォローアップを行い、その結果について委員会会合に報告した。

これらのフォローアップ等を通じて、平成２１年度における委員会の運営状況を総括すると、平成２１年度食品安全委員会運営計画に定められた事業については、重点事項を中心に概ね計画どおりに進めることができた。

食品健康影響評価については、平成２１年度は、リスク管理機関から各分野合計で１７５案件の評価要請があったのに対し、平成２０年度までに評価要請があったものを含めて１４５案件について、リスク管理機関に評価結果を通知した。また、より効率的な評価の実施に向け、専門調査会の所掌の見直しやタイムクロック制の導入などを決定した。

「自ら評価」については、平成２１年度には、２案件を対象として決定したが、選定に当たって国民から意見等を聴くため、意見・情報の募集を行ったところであり、「食品安全委員会の改善に向けて」に即した取組を実施することができた。

食品健康影響評価技術研究については、平成２１年度には、３研究領域６課題の新規研究課題を決定したほか、継続課題及び完了課題に係る中間評価又は事後評価並びに研究成果発表会などによる研究成果の普及を行った。さらに、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われなければならない食品健康影響評価の実施に不可欠な本研究事業が、食品の安全性の確保のみならず、科学の技術革新（イノベーション）においても重要であるという認識の下、必要な研究予算の確保に努めることとしている。

リスクコミュニケーションについては、平成２０年８月にリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」に基づき多様な意見交換の場の設定に力を注ぎ、計４３回に及ぶ意見交換会を実施した。具体的には、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」や「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓」のリスク評価結果をテーマとした意見交換会に加えて、サイエンスカフェや食品のリスクを考えるワークショップなどを開催した。委員会としては、効果的・効率的にリスクコミュニケーションが行われるよう、ホームページ等による個別の意見交換会の内容の共有、動画配信サイトの活用等の情報提供を実施するとともに、各種取組による効果の把握に努めることとしている。

また、リスクコミュニケーションの担い手を育成するためのリスクコミュニケーター育成講座として、ファシリテーター型を１１回、インタープリター型を８回、全国各地において開催した。委員会としては、このリスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションがより効果的に行えるよう、その支援に努めていくこととしている。

緊急時対応については、平成２１年度、新型インフルエンザ（インフルエンザＡ／Ｈ１Ｎ１）の発生などの緊急事案の発生を受けて、委員会として危害物質についての科学的知見等の情報提供を迅速に行うことができた。また、緊急時対応専門調査会に

おいて、緊急事態等に食品安全委員会の情報提供を迅速かつ理解しやすい内容に充実させる方向について検討を行ったところであり、今後、更に検討を進め、緊急時において科学的知見等の提供を迅速に分かりやすく、かつタイムリーに行っていくこととしている。

このほか、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査、食品安全モニター事業、ホームページや季刊誌「食品安全」等を通じた情報提供、緊急時対応訓練等、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、食品の安全性の確保に関する調査なども運営計画に基づき着実に推進した。

以上の平成２１年度の事業実績及び消費者庁設置に伴う委員会の果たすべき新たな役割分担を踏まえ、平成２２年度食品安全委員会運営計画においては、個別重点事項として以下のとおり定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

(1)　国民に対して適時適切な情報発信等を行うため、リスク管理機関からの評価実施要請に基づく食品健康影響評価の実施のほか、必要性・緊急性に応じて、委員長談話の発表、ファクトシート、Ｑ＆Ａ等の作成・公表、リスク管理機関に対する意見、「自ら評価」の実施等の取組の活性化により、食品の安全性に関する科学的情報・見解を更に積極的に国民に提供する。

(2)　食品健康影響評価について、引き続き「食品安全委員会の改善に向けて」の着実な実施等により迅速化・質の向上を図る。

特に、「自ら評価」について、国民のニーズを踏まえて質の高い評価を積極的に進めていくため、

①　案件選定について、過去の案件決定の審議において評価案件とならなかった案件候補等の活用、情報収集と評価実施の体系的連携等について検討するとともに、

②　説明の工夫等により、評価結果及びこれに至る過程について国民の更なる理解を得るよう情報発信する。

(3)　リスクコミュニケーションについて、リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援、ビジュアル化した資料の作成・活用、ホームページの充実等を進めるなど、広く国民に対して、科学的な食品健康影響評価の考え方、プロセス及び結果を分かりやすく伝達することに重点を置く。

(4)　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（モニタリング）について、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して行う。

なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を行う。

資料1

食品健康影響評価の審議状況

（平成22年3月31日現在）

区分	要請件数	うち21年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち21年度分	意見募集中	審議中
添加物	100	8	0	100	88	11	3	9
農薬	528	53	0	528	305	63	17	206
うちポジティブリスト関係	209	20	0	209	109	25	11	89
うち清涼飲料水	93	0	0	93	20	3	1	72
うち飼料中の残留農薬基準	2	2	0	2	0	0	0	2
動物用医薬品	285	31	0	285	242	25	11	32
うちポジティブリスト関係	65	2	0	65	43	10	2	20
化学物質・汚染物質	55	1	2	57	36	7	0	21
うち清涼飲料水	48	0	0	48	29	5	0	19
器具・容器包装	13	6	0	13	4	0	0	9
微生物・ウィルス	4	0	1	5	5	1	0	0
プリオン	11	0	2	13	19	8(注4)	0	2
かび毒・自然毒等	4	0	2	6	4	0	0	2
遺伝子組換え食品等	107	23	0	107	90	18	1	16
新開発食品	69	7	1	70	62	8	0	8
肥料・飼料等	127	45	0	127	30	4	3	94
うちポジティブリスト関係	77	42	0	77	6	2	1	70
担当専門調査会未定(注5)	0	0	1	1	0	0	0	1
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	1	0	1	0	0	1	0
合計	1306	175	9	1315	886	145	36	401

（注）1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している（平成22年2月25日付で8カ国分終了）。
5 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」1件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。

資料2

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

（平成22年3月31日現在）

Ⅰ　専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌　※
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること　※
16/10/29	農	動物用医薬品　・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサルジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	－	微生物・ウイルス　微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウィルス) ◎　3
16/12/24	厚	農薬　スピノサド
17/2/14	厚	農薬　ジコホール
17/3/28	厚	添加物　リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品　ｵﾙﾋﾞﾌﾛｷｻｼﾝを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物　ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品　ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンＳ(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料（セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤（ＫＰドアイー５Ｇ）及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（ＫＰラック－５Ｇ）
17/8/15	厚	添加物　アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品　アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
17/12/19	厚	動物用医薬品　スピノサド
18/4/24	農	動薬　ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤（インフェック10％液）及び豚の経口投与剤（インフェック2％散）
18/5/9	厚	農薬　ホルペット
18/5/22	厚	添加物　サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬　ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬　（ジコホール、ホルペット、スピノサド）　☆
18/7/18	厚	動物用医薬品　（アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメトプリム、ホスホマイシン、メロキシカム、スピノサド）☆
18/9/4	厚	農薬　フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品／飼料添加物　タイロシン　☆
18/10/16	厚	動物用医薬品　ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚　農	動薬　リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤（動物用タイロシンプレミックス「A」2％、同10％、同20％）、
18/12/19	厚	農薬　フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品　キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆、
19/1/15	厚	農薬　イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品　クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物　　乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬　スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品　アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆、セファレキシン☆
19/ 3/ 6	厚	農薬　プロパルギット＜一部☆＞、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物（抗菌性物質）　ナラシン☆、モネンシン☆　　2
19/3/6	厚	動物用医薬品　イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品　スルファチアゾール☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシン☆、スルファモノメトキシン☆　　4
19/4/10	厚	農薬　イソキサフルトール☆、　　1

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品　アバメクチン☆　2
19/5/17	－	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆　3
19/6/5	厚	農薬　イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆　5
19/6/26	厚	農薬　キャプタン☆　1
19/8/2	厚	添加物　プロテイングルタミナーゼ、5－メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム　2
19/8/6	厚	農薬　エトベンザニド、ジチアノン＜一部☆＞、フルシラゾール＜一部☆＞　5
19/8/21	厚	農薬　アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン＜一部☆＞　4
19/8/28	厚	動薬　ジクロキサシリン☆　1
19/10/2	厚	農薬　ジクロメジン＜一部☆＞　1
19/10/12	厚	農薬　モリネート＜一部☆＞、ブタクロール　3
19/10/30	厚	農薬　シヘキサチン、アミトロール＜一部☆＞、ジメタメトリン＜一部☆＞、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆　6
19/11/12	厚	農薬　ピリミノバックメチル　1
19/11/27	厚	農薬　ピロキロン＜一部☆＞　2
19/12/10	厚	遺伝子組換え食品等　耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統　1
19/12/10	農	遺伝子組換え飼料　耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統　1
19/12/18	厚	農薬　アセトクロール☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセット☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆　5
20/2/5	厚	農薬　フェントラザミド　1
20/3/3	厚	農薬　1，3－ジクロロプロペン＜一部☆＞、シクラニリド☆　3
20/3/11	厚	農薬　アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、ベノキサコール☆　9
20/3/11	厚・農	動薬　トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス）、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（ノビリス　MG 6/85）、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（“京都微研„ポールセーバー MG）、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン（MG　生ワクチン（NBI））、トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス　Reo 1133）　10

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
20/3/25	厚	農薬　TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメトロジン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆　10
20/4/1	厚	農薬　アラクロール　1
20/4/17	－	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚	農薬　ペンディメタリン＜一部☆＞　2
20/6/2	厚・農	動薬　トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P）、トビシリン　2
20/6/17	厚	農薬　フルミオキサジン☆　1
20/7/8	厚	農薬　アセフェート☆、クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆　4
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※　1
20/8/18	厚	農薬　ダイアジノン　1
20/9/5	厚	器具・容器包装　カドミウム、鉛　2
20/9/9	厚	農薬　プロパクロール☆　1
20/9/12	厚	飼料添加物　エフロトマイシン☆　1
20/9/12	厚	飼料添加物（抗菌性物質）アビラマイシン☆　1
21/1/20	厚	農薬　フェンチオン＜一部☆＞、フラメトピル＜一部☆＞　4
21/1/30	厚・農	動薬　アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（アレンジャー10、アレンジャー30）　2
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等　NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ　1
21/2/3	厚	農薬　エチクロゼート＜一部☆＞　2
21/2/3	厚	農薬／動薬　ホキシム☆　2
21/2/9	厚	農薬　エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆　9
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6（食品・飼料）　2
21/3/3	厚	動薬　モネパンテル　1
21/3/10	厚	動薬　セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆　5
21/3/10	厚	飼料添加物（抗菌性物質）　ビコザマイシン☆　1
21/3/19	－	オクラトキシンA◎、デオキシニバレノール及びニバレノール◎、食品中のヒ素◎　3

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
21/3/24	厚	農薬　メトコナゾール、トリフルラリン＜一部☆＞、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆　5
21/3/24	厚	動薬　アザペロン☆　2
21/3/24	厚	農薬／動薬　ジクロルボス及びナレド☆　2
21/4/27	生*	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について　1
21/6/9	厚	農薬　フルオピコリド、フェントエート＜一部☆＞　3
21/8/4	厚	農薬　ピリベンカルブ　1
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等　イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9（食品・飼料）、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統（食品・飼料）　4
21/10/27	厚	農薬　チオベンカルブ、フルベンジアミド、フロニカミド、トリシクラゾール＜一部☆＞　5
21/10/21	農	農薬　イミダクロプリド＜飼＞、クロルピリホス＜飼＞　2
21/11/2	厚・農	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統（食品・飼料）、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（食品・飼料）　4
21/11/20	厚	農薬　エタボキサム　1
21/11/20	厚・農	動薬　豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシュアER)、ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウィン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活加ワクチン(レスピフェンドMH)の再審査、鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査　12
21/11/20	厚・農	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)　2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

生*：内閣府国民生活局（現消費者庁）

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
21/11/26	厚	添加物　トリメチルアミン　1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統　2
21/12/14	厚	農薬　エチプロール、キャプタン、フラザスルフロン☆　3
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)　6
22/1/5	厚	農薬　アセキノシル■、インダノファン■　2
22/1/5	厚	農薬及び動薬　イソプロチオラン■　2
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等　*Aspergillus oryzae* MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■　1
22/1/18	消	特定保健用食品　ポリフェノール茶■、リプレS■、トリグリティー■、ミドルケア粉末スティック■　4
22/1/25	厚	農薬　イミダクロプリド■、イミノクタジン＜一部☆＞■、シクロプロトリン＜一部☆＞■、スピロジクロフェン＜一部☆＞■　7
22/2/2	厚	添加物　1-ペンテン-3-オール、3-メチル-2-ブテノール　2
22/2/1	厚　農	動薬　豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(ｴﾝﾃﾘｿﾞｰﾙ　ｲﾘｱｲﾃｨｽ TF,同 FC,同 HL,同 HC)■、牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキソイド(〝京都微研〟キャトルウィン-Cl5)の再審査■　4
22/2/16	厚	農薬　MCPA＜一部☆＞■、グリホサート＜一部☆＞■、ピリダベン＜一部☆＞■　6
22/2/16	厚	農薬及び動薬　ジノテフラン■　2
22/2/16	厚	動薬　トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆　2
22/2/16	厚	動薬　クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆（全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会）　3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物　フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)　1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である（平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ）

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
22/2/16	厚	対象外物質　アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆＜農薬用途もあり＞、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆＜農薬用途もあり＞、バリン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆　35
22/2/15	消	特定保健用食品　ピュアカム葉酸■、ピュアカム葉酸 MV■、まめちから大豆ペプチドしょうゆ■　3
22/2/23	厚	農薬　トルフェンピラド■、ベンチアバリカルブイソプロピル■、2,4-D☆　3
22/2/23	厚	遺伝子組換え食品等　THR-No.1 株を利用して生産された L-トレオニン■　1
22/3/1	厚	農薬　マンジプロパミド■、ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆　4
22/3/15	厚	添加物　ピペリジン　1
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎　2
22/3/23	厚	農薬　ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう）☆、ベンタゾン☆　5
22/3/23	厚	動薬　アプラマイシン☆、セファロニウム☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)　3
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物　セデカマイシン☆、モランテル☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)　2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である（平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ）

Ⅱ　専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果（案）
20/6/26～7/25	農薬　フルアジナム＜一部☆＞★　2
21/3/12～4/10	農薬　ピメトロジン☆★　1
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★
21/6/18～7/17	農薬　ピリミノバックメチル★　1
21/6/25～7/24	農薬　アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★　2
21/10/22～11/20	添加物　添加物に関する食品健康影響評価指針★
21/10/29～11/27	農薬　フェンチオン＜一部☆＞＜清涼飲料水＞★　3
22/1/7～2/5	添加物　トリメチルアミン★　1
22/1/14～2/12	動薬　クロルスロン☆　1
22/2/18～3/19	農薬　イマザピックアンモニウム塩☆★　1
22/2/18～3/19	動薬　アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（アレンジャー10、アレンジャー30）★　2
22/2/18～3/19	農薬及び動薬　スピノサド＜一部☆＞★　4
22/2/18～3/19	遺伝子組換え食品等　耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統★　1
22/2/25～3/26	農薬　TCMTB☆、イソキサフルトール☆★　2
22/3/4～4/2	農薬　ピコリナフェン☆　1
22/3/11～4/9	農薬　ジチアノン＜一部☆＞　2
22/3/18～4/16	添加物　1-ペンテン-3-オール、3-メチル-2-ブテノール　2
22/3/18～4/16	動薬　ホスホマイシン☆、ホスホマイシンナトリウム、ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））（抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会）　3
22/3/25～4/23	鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウィン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活加ワクチン(レスピフェンド MH)の再審査　6
22/3/25～4/23	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について　1

注1：　★の案件についての意見募集は終了している。

注2：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
15/7/24	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
15/7/24	厚	かび毒 パツリン
15/7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
15/8/28	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/9/4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
15/9/11	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/1/15	厚	農薬 ピリダリル
16/1/15	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
16/1/15	厚	疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
16/1/15	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ＜毎飲酢＞リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/3/11	厚 農	飼料添加物　アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/3/18	農	肥料　焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性　※
16/3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装　※
16/4/8	厚	特定保健用食品　ピュアセレクトサラリア、リセッタ　健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/4/22	厚 農	動物用医薬品　ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/4/22	厚	特定保健用食品　チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/5/20	厚	農薬　ボスカリド
16/5/27	厚	添加物　グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/5/27	厚	添加物　イソブタノール
16/5/27	厚	添加物　2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/6/10	厚	特定保健用食品　ヘルシープラス　野菜 MIX ゼリー、毎日海菜　海苔ペプチド、キユーピーコントロール
16/6/10	厚	遺伝子組換え食品等　LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/6/17	厚 農	動物用医薬品　鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン
16/6/17	厚	シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品　※
16/6/24	農	豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/6/24	厚	特定保健用食品　キシリッシュプラスエフ　ナチュラルミント
16/7/2	厚	添加物　アカネ色素
16/7/8	厚 農	動物用医薬品　牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/7/22	厚	農薬　エチプロール
16/7/29	厚	添加物　ステアリン酸カルシウム
16/7/29	厚 農	動物用医薬品　プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤
16/9/2	厚	化学分解法（ビス－２－ヒドロキシエチルテレフタレート（BHET）に分解して再重合する方法）により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装　※

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/9/2	厚 農	動物用医薬品　牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症（油性アジュバント加）不活化ワクチン
16/9/9	厚	添加物　プロパノール
16/9/9	農	遺伝子組換え飼料　ラウンドアップ・レディー・テンサイH7－1系統
16/9/9	厚	遺伝子組換え食品等　鞘翅目（コウチュウ目）害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目（チョウ目）害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/9/9	厚 農	日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について◎
16/9/16	厚	特定保健用食品　健康道場　おいしい青汁、ゴマペプ茶
16/10/7	厚	農薬　トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品　ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料　鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/4	厚	農薬　シアゾファミド
16/11/4	厚	動物用医薬品　塩酸ラクトパミン
16/11/18	厚	添加物　亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品　DHA入りリサーラソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品　キユーピー　骨育　カルシウム＆ビタミンK2
16/12/2	厚 農	動物用医薬品　豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン、ぶりビブリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/2	厚	遺伝子組換え食品等　PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/9	厚	添加物　イソプロパノール
16/12/9	厚	添加物　亜酸化窒素
16/12/9	厚 農	動物用医薬品　鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリス IAinac、AI（H5N2 亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミューン AIV）、孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬　フェンアミドン
17/1/6	厚	農薬　ビフェナゼート

注：◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/1/6	農	動物用医薬品 ・「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ND・IB生ワクチン「NP」）、・「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン（“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C）」、・ 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバックAR4）、・ パスツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド（豚パスツレラトキソイド“化血研”）、・ 鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））、・ 前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR・10）、 ・ ウラジロガシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤（ウロストン 2 品目）、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膣内挿入剤（イージーブリード）
17/1/27	厚	農薬　クロチアニジン
17/1/27	厚	特定保健用食品　プリトロール
17/1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン） 、・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン（日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研〟牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン）、・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（IB　TM生ワクチン“化血研”）
17/2/3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/2/17	厚	農薬　プロヒドロジャスモン
17/3/3	厚	特定保健用食品　松谷のおそば、黒烏龍茶
17/3/10	厚	添加物　ヒドロキシプロピルセルロース
17/3/10	厚	動物用医薬品　ピルリマイシン
17/3/17	厚	添加物　イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/3/17	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤ｸﾞﾘﾎｻｰﾄ耐性ワタ MON88913 系統、 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/3/31	厚	遺伝子組換え食品等　ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/4/28	厚	特定保健用食品　自然のちから　サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/4/28	厚	遺伝子組換え食品等　ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
17/5/6	厚	添加物　ナタマイシン
17/5/6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/5/6	厚　農	我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価について　※
17/5/12	厚	特定保健用食品　ﾗｸﾁﾄｰﾙｶﾞﾑｽﾄﾛﾝｸﾞﾐﾝﾄ、ﾗｸﾁﾄｰﾙｶﾞﾑﾏｲﾙﾄﾞﾐﾝﾄ、ｱﾐｰﾙ S 健康野菜100
17/5/19	農	動物用医薬品　・　リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20％（原液））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス－20、同－50、同－100）
17/5/19	厚　農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン（オイルバックスEDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン）
17/5/19	厚	微生物　調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/6/9	厚　農	動物用医薬品　豚ﾎﾞﾙﾃﾞﾃﾗ感染症不活化・ﾊﾟｽﾂﾚﾗ・ﾑﾙﾄｼﾀﾞﾄｷｿｲﾄﾞ混合(油性ｱｼﾞｭﾊﾞﾝﾄ加)ﾜｸﾁﾝ(日生研 ARBP 不活化ﾜｸﾁﾝ ME)
17/6/16	厚	農薬　ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬　カズサホス
17/7/7	厚	特定保健用食品　リメイクコレステブロック粒
17/7/14	農	動物用医薬品　塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸シフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散 25%）　＊
17/7/21	厚	添加物　アセトアルデヒド
17/7/28	厚	農薬　ピリダリル
17/7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること　※
17/8/4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/8/4	厚　農	・動物用医薬品　鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン（パラコックス-5）
17/8/5	厚	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/8/18	厚	添加物　2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/8/18	厚	遺伝子組換え食品等　　ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/8/18	農	遺伝子組換え飼料　除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統
17/8/25	厚	動物用医薬品　塩酸ジフロキサシン
17/9/22	厚	添加物　ブタノール
17/9/22	厚	農薬　ピラクロストロビン

注：　＊印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/9/22	農	遺伝子組換え飼料　ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/9/22	厚	遺伝子組換え食品等　ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/6	厚	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B.t.*Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤ｸﾞﾘﾎｻｰﾄ耐性及びｺｳﾁｭｳ目害虫抵抗性ﾄｳﾓﾛｺｼ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等　α－アミラーゼ　LE399
17/10/20	厚　農	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NBI））
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤ｸﾞﾘﾎｻｰﾄ耐性及びｺｳﾁｭｳ目害虫抵抗性ﾄｳﾓﾛｺｼ MON88017 系統とﾁｮｳ目害虫抵抗性ﾄｳﾓﾛｺｼ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/2	農	肥料　けい酸加里肥料、熔（よう）成けい酸加里肥料
17/11/24	厚　農	動物用医薬品　オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキサルジン液）＊
17/11/24	厚　農	動物用医薬品　豚流行性下痢生ワクチン（日生研PED生ワクチン）
17/11/24	厚　農	動物用医薬品　塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤（水産用ポトチーム）
17/11/24	厚	動物用医薬品　マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/ 1	厚	遺伝子組換え食品等　トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B.t.*Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B.t.*Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B.t.*Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/8	厚	農薬　オリサストロビン
17/12/8	厚　農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について　※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について　※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等　Ｌ－アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

注：　＊印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料　ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ　*B.t.*Cry34／35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ　MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル 300 注射液）
18/1/19	厚	農薬　フロニカミド
18/1/26	厚	遺伝子組換え食品等　ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/2	厚	特定保健用食品　燕龍茶レベルケア
18/3/9	厚	動物用医薬品　ツラスロマイシン
18/3/9	厚　農	動物用医薬品　鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）
18/3/30	厚	添加物　アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム
18/4/27	厚	農薬　メトコナゾール
18/4/27	厚	微生物・ウィルス　小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬　シアゾファミド
18/5/11	厚	特定保健用食品　オーラルヘルスタブレット　カルシウム＆イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚　農	動物用医薬品　エンロフロキサシン　＊
18/5/18	厚　農	動物用医薬品　エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等　Ｌ－グルタミン
18/6/8	厚　農	動物用医薬品　ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/8	厚	特定保健用食品　ガイオ　タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 及び関する措置
18/6/22	厚　農	動薬　ｄ－クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）
18/6/22	農	動物用医薬品　鶏マレック病凍結生ワクチン（ポールバックMDcvi）
18/6/22	厚	特定保健用食品　ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬　イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤（アイボメトックトピカル）
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
18/8/10	厚	コエンザイムQ10　※
18/8/24	厚	添加物　ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚　農	動物用医薬品　ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン

注：＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
18/9/21	厚	添加物　酢酸α－トコフェロール（*d*体及び*dl*体に限る。）
18/9/21	農	家畜等に給与するモネンシンナトリウムによる薬剤耐性菌　※
18/10/12	厚	添加物　2－メチルブタノール
18/10/19	厚	添加物　ネオテーム
18/10/26	厚	農薬　ノバルロン　＜一部☆＞　2
18/10/26	厚	農薬　フルベンジアミド　1
18/10/26	厚	農薬　ボスカリド　＜一部☆＞　2
18/11/16	厚	農薬　ベンチアバリカルブイソプロピル　1
18/11/16	厚　農	動物用医薬品　鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン（ノビリス TRT・1000）　2
18/11/16	厚　農	動物用医薬品　豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン（ポーシリス APP、ポーシリス APP「Ⅳ」）　2
18/11/16	厚　農	動物用医薬品　豚オーエスキー病生ワクチン（スバキシン　オーエスキー　フォルテ、スバキシン　オーエスキー　フォルテ　ME）　2
18/11/30	厚　農	動物用医薬品　イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイバランゴールド）　＜一部☆＞　3
18/11/30	厚　農	動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）　＜一部☆＞　3
18/11/30	厚　農	動物用医薬品　プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤（水産用ベネサール、ハダクリーン）　2　※11/30 の 3 剤合計で8案件
18/12/7	厚	添加物　イソブタナール　1
18/12/7	厚	農薬　クロチアニジン　＜一部☆＞　2
18/12/7	厚	農薬　ビフェナゼート　＜一部☆＞　2
18/12/14	厚　農	動物用医薬品　フルニキシンメグルミン＜一部☆＞　3
18/12/14	厚　農	動物用医薬品　ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)　2
18/12/21	厚	農薬　アゾキシストロビン　＜一部☆＞　3
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正　1
19/1/18	厚　農	動物用医薬品　鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS＋HVT））　2
19/1/18	厚　農	動物用医薬品　鶏マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（2価MD生ワクチン（HVT＋SB－1））　2
19/1/18	厚　農	動物用医薬品　豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研TGE・PED混合生ワクチン、スイムジェンTGE／PED）　2

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病不活化ワクチン（“京都微研“豚オーエスキー病不活化ワクチン）
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ＜一部☆＞ 2
19/1/18	厚	特定保健用食品 明治満足カルシウム 1
19/1/18	厚	特定保健用食品 カルシウム強化スキム 1
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646
19/2/22	厚	農薬 カズサホス 1
19/2/22	厚	特定保健用食品 キリン ブナハリ茸
19/3/8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正（ポリエチレンテレフタレートの追加）
19/3/15	厚	清涼飲料水関連9品目 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、塩素（残留塩素）
19/3/15	厚	水道に供給される水の水質基準の設定（塩素酸）
19/3/15	厚 農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム、ギ酸カルシウム、二ギ酸カリウム 6
19/3/22	厚	添加物 ブタナール
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス＜一部☆＞ 3
19/3/22	厚 農	動薬 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤（メタカム2％注射液）＜一部☆＞ 3
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザワクチン「北研」） 2
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ）混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（ファローシュアプラスB） 2
19/3/23	厚	動物用医薬品/飼料添加物 アボパルシン ☆ 2
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED™（α-アミラーゼ） 1
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統 1
19/4/5	厚	農薬 ジメトモルフ ＜一部☆＞ 2
19/4/19	厚	農薬 シフルメトフェン 1
19/4/19	厚	農薬 フルフェノクスロン＜一部☆＞ 2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
19/4/26	厚	農薬　フェンブコナゾール＜一部☆＞　2
19/5/10	厚	特定保健用食品　毎日コツコツふりかけ　1
19/5/10	厚	動物用医薬品　トルトラズリル☆、ニトロフラン類☆　2
19/5/10	厚	農薬　ビフェントリン＜一部☆＞　2
19/5/17	厚	農薬/動薬　アミトラズ　☆　2
19/5/17	農	動薬　アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）　1
19/5/17	厚　農	動薬　トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）、豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「Ⅳ」）　4
19/5/17	厚　農	動薬　リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）＜一部☆＞　2
19/5/24	厚	農薬　ジクロトホス☆、シニドンエチル☆　2
19/5/31	厚	農薬　ウニコナゾールP＜一部☆＞、トルフェンピラド＜一部☆＞　4
19/5/31	厚	動薬　カナマイシン☆、パロモマイシン☆、ベンジルペニシリン☆、エチプロストントロメタミン☆　4
19/5/31	農	動薬　エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）　1
19/6/7	厚	添加物　ポリソルベート類　4
19/6/7	農	遺伝子組換え飼料　高リシントウモロコシ LY038　1
19/6/14	厚	農薬　イミダクロプリド＜一部☆＞　2
19/6/21	厚	農薬　フェンヘキサミド＜一部☆＞　2
19/6/28	厚	農薬　スピロメシフェン＜一部☆＞　2
19/6/28	厚　農	動薬　マレック病・鶏痘混合生ワクチン（日生研イノボMD2価・FPワクチン）　2
19/7/5	厚	農薬　テブコナゾール＜一部☆＞　2
19/7/12	厚	遺伝子組換え食品　チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275 系統（食品）、プロテアーゼ　2
19/7/19	厚	農薬　メタアルデヒド＜一部☆＞　2
19/7/19	農	遺伝子組換え飼料　チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275 系統（飼料）　1
19/7/26	厚	添加物　ケイ酸カルシウム　1
19/7/26	厚	農薬/動薬　ジノテフラン　2
19/7/26	農	動薬　ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）　1
19/8/2	厚	農薬　ピラクロニル、ピリプロキシフェン＜一部☆＞　4
19/8/2	厚	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統　1
19/8/2	厚	特定保健用食品　おなか納豆　1

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
19/8/9	厚	農薬　クミルロン＜一部☆＞、ペノキススラム＜一部☆＞　4
19/8/9	厚　農	動薬　マルボフロキサシン　☆、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）＊　1
19/8/9	農	遺伝子組換え飼料　コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604　1
19/8/23	厚	添加物　L-アスコルビン酸カルシウム　1
19/8/23	厚	農薬　シメコナゾール＜一部☆＞、フルリドン☆　3
19/8/30	厚	農薬　キノキシフェン☆　1
19/8/30	厚　農	動薬　フロルフェニコール＜一部☆＞、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）＊、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤　（フロロコール200注射液）及び豚の注射剤（フロロコール100注射液）＊　3
19/9/6	厚	農薬　ニトラピリン☆、シアゾファミド、ノバルロン　3
19/9/6	厚　農	動薬　豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（インゲルバックPRRS生ワクチン）　2
19/9/6	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統　1
19/9/13	厚	農薬　アメトリン　☆　1
19/9/13	農	遺伝子組換え飼料　チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統　1
19/9/20	厚	農薬　フルオピコリド　1
19/9/20	厚　農	動薬　豚オーエスキー病(gI-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)、鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス　CAV P4）、ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）　6
19/9/20	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種　4
19/9/27	厚	農薬　クロルフェナピル＜一部☆＞　2
19/9/27	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統　1
19/10/4	厚	農薬　ペンチオピラド　1
19/10/4	厚　農	動薬　α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン（ノルバックス 類結/レンサ Oil）、チアンフェニコール＜一部☆＞、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）＊　5

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
19/10/4	農	プリオン　豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について　1
19/10/4	農	遺伝子組換え飼料　除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統　1
19/10/11	厚	農薬　オキサジアルギル、ビフェナゼート、ピリダリル＜一部☆＞、メトコナゾール　5
19/10/18	厚	農薬　クロマフェノジド＜一部☆＞、メトキシフェノジド＜一部☆＞　4
19/10/25	厚	農薬　アミスルブロム、チアジニル＜一部☆＞　3
19/10/25	厚	遺伝子組換え食品等　高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種　1
19/11/1	厚	添加物　水酸化マグネシウム　1
19/11/8	厚	農薬　ダイムロン、テブフェノジド＜一部☆＞　4
19/11/15	厚	農薬　アゾキシストロビン　1
19/11/29	厚	添加物　加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。）　11
19/11/29	厚	農薬/動薬　シロマジン＜一部☆＞　4
19/11/29	農	動薬　シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラバーデックス1％）　1
19/12/13	厚	農薬　カルプロパミド＜一部☆＞、チオベンカルブ＜一部☆＞　5
19/12/13	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とを掛け合わせた品種　2
19/12/13	厚	特定保健用食品　明治リカルデント$_{TM}$ミルク　1
19/12/20	厚	農薬 イミベンコナゾール☆、ピラフルフェンエチル＜一部☆＞、フルトラニル＜一部☆＞　6
19/12/20	厚	動薬　セフォペラゾン☆　1
19/12/20	厚	遺伝子組換え食品等　PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニン　1
19/12/20	厚	特定保健用食品　モーニングバランス　1
20/1/10	厚	農薬　インダノファン、ジチオピル＜一部☆＞、ブロモブチド＜一部☆＞　5
20/1/10	厚	動薬　グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)　2
20/1/10	厚	動薬　孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤1
20/1/10	厚　農	動薬　豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック　サーコフレックス）　2

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
20/1/10	厚	遺伝子組換え食品等 GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された5’－リボヌクレオチド二ナトリウム（5’－イノシン酸二ナトリウム及び5’－グアニル酸二ナトリウムの混合物） 1
20/1/17	厚	農薬 エスプロカルブ、シエノピラフェン、シラフルオフェン＜一部☆＞、ピリフタリド☆ 6
20/1/24	厚	動薬/飼料添加物 コリスチン☆ 2
20/1/31	厚	添加物 ナイシン 1
20/1/31	厚	農薬 フルベンジアミド 1
20/2/21	厚	農薬/動薬 エトキサゾール ☆ 1
20/2/21	厚	農薬 カフェンストロール 2
20/2/28	厚	農薬 エチプロール＜一部☆＞、クロチアニジン 3
20/2/28	厚	農薬/動薬 イソプロチオラン＜一部☆＞ 3
20/3/13	厚	添加物 Ｌ－グルタミン酸アンモニウム 1
20/3/13	厚	農薬 ジメトモルフ、ベンゾビシクロン☆、ベンチアバリカルブイソプロピル、メフェナセット 5
20/3/13	厚	動薬 ブロチゾラム ☆ 1
20/3/13	農	動薬 ブロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤（メデランチル） 1
20/3/27	厚	添加物 バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド 2
20/3/27	厚	農薬 オリサストロビン 1
20/3/27	厚 農	動薬 鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（”京都微研”ポールセーバーSE/ST） 2
20/3/27	厚	動薬 ピルリマイシン 1
20/4/3	厚	農薬 インドキサカルブ＜一部☆＞、チアメトキサム＜一部☆＞ 4
20/4/10	厚	動薬 ベンゾカイン☆ 1
20/4/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）（サーコバック） 2
20/4/17	厚	動薬 トルトラズリル 1
20/4/17	厚	清涼飲料水関連 1,1,2-トリクロロエタン、 1,1,1-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、ホルムアルデヒド、銅 5
20/4/24	厚	農薬 フェンアミドン＜一部☆＞、ベンフレセート 3
20/4/24	農	動薬 フルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット 50 注射液） 1
20/5/1	厚	農薬 メタミドホス☆ 1
20/5/8	農	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）＊ 1
20/5/15	厚	農薬 ジクロルミド☆、ハロスルフロンメチル〈一部☆〉、ブプロフェジン〈一部☆〉 6

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
20/5/15	厚	遺伝子組換え食品等 WSH 株を利用して生産された L-セリン 1
20/5/22	厚 農	動薬 豚オーエスキー病（ｇＩ－ ,ｔｋ －）生ワクチン（ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50 ） 2
20/5/22	厚	動薬 dl-クロプロステノール、バルネムリン☆ 2
20/5/22	農	動薬 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（マリンバンテル）の再審査 1
20/5/29	厚	水道により供給される水の水質基準の改正 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体） 2
20/6/4	厚	動薬 リファキシミン☆ 1
20/6/4	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85 株)生ワクチン（ノビリス MG6/85）の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210 株）生ワクチン（”京都微研”ポールセーバーMG）の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン（MG 生ワクチン（NBI）、トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133）の再審査 8
20/6/4	農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス） 1
20/6/19	厚	添加物 亜塩素酸水 1
20/6/19	厚	清涼飲料水関連 亜塩素酸、二酸化塩素 2
20/6/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（動薬/飼料添加物） アスコルビン酸☆ 2
20/6/19	農	飼料添加物 L-アスコルビン酸ナトリウム 1
20/6/26	厚 農	飼料添加物 タウリン、 飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン、dl-α-トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム 3
20/7/3	厚	農薬 カズサホス、フェンブコナゾール、フロニカミド 3
20/7/3	厚	汚染物質 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保 1
20/7/10	厚	添加物 ステアロイル乳酸ナトリウム 1
20/7/17	厚	農薬 フルセトスルフロン、マンジプロパミド 2
20/7/24	厚	農薬 １－ナフタレン酢酸＜一部☆＞ 2
20/7/24	厚	農薬／動物用医薬品 オキソリニック酸＜一部☆＞ 3
20/7/24	厚 農	動薬 プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャージ）、プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム、酸化マグネシウム 5
20/7/31	厚	添加物 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン 3
20/7/31	農	農薬 トリフロキシストロビン＜一部☆＞ 2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
20/8/7	厚　農	動薬 ミロサマイシン＜一部☆＞、ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注　100）、ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤（みつばち用アピテン）の再審査　4
20/8/7	厚	遺伝子組換え食品等　*Streptomyces violaceoruber*（pNAG）株を利用して生産されたキチナーゼ　1
20/8/21	厚	農薬 オキサジクロメホン＜一部☆＞、ゾキサミド☆　3
20/8/28	厚	農薬 アセタミプリド☆、チアゾピル☆、メタフルミゾン　3
20/9/4	厚	農薬 トリルフルアニド＜一部☆＞、プロポキシカルバゾン☆　3
20/9/11	厚	農薬 アセキノシル＜一部☆＞、ピリブチカルブ　4
20/9/11	厚	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604（食品）　1
20/9/25	厚	農薬 オキサジアゾン＜一部☆＞、カルボキシン☆　3
20/9/25	厚	清涼飲料水関連　カドミウム　1
20/9/25	厚　農	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604（飼料）、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種（食品）、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種（食品）、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種（食品）　4
20/9/26	農	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること　1
20/10/2	厚	農薬 クロフェンセット☆、フルフェンピルエチル☆　2
20/10/9	厚	農薬 クロラントラニリプロール、ピリプロキシフェン、プレチラクロール　4
20/10/16	厚	農薬 フルアクリピリム☆、ペンシクロン＜一部☆＞　4
20/10/23	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性審査を経た旨の公表を行った次の2品種は除く・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種・トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とを掛け合わせた品種）　1

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
20/11/6	厚	清涼飲料水関連 ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、臭素酸、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トルエン 7
20/11/13	厚	農薬 イミシアホス、フェリムゾン＜一部☆＞ 3
20/11/20	厚	添加物 ソルビン酸カルシウム 1
20/11/20	厚	農薬 ピラスルホトール 1
20/11/27	厚	添加物 2－エチルピラジン、2－メチルピラジン 2
20/11/27	厚	農薬 EPN、フェノキサニル 3
20/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 HIS-No.1 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩 1
20/12/4	厚	農薬 フェントラザミド、ヨウ化メチル 2
20/12/11	厚	農薬 ジクロスラム☆、ヘキサジノン☆ 2
20/12/18	厚	農薬 ジクロシメット、メフェンピルジエチル☆ 2
20/12/18	厚 農	動薬 オメプラゾール、オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）、イミドカルブ☆、セフキノム☆、硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）の再審査＊ 5
21/1/8	厚	農薬 クロルエトキシホス☆、プロヒドロジャスモン、プロファム☆ 3
21/1/15	厚	農薬 スピネトラム、トリブホス☆ 2
21/1/22	厚	添加物 2-ペンタノール、2-メチルブチルアルデヒド 2
21/1/22	厚	農薬 ルフェヌロン＜一部☆＞ 2
21/1/22	厚 農	動薬 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリス AE+POX）、鶏伝染性気管支炎（AK01 株）生ワクチン（アビテクト IB/AK）、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲル-V 注射液）、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、酢酸ナトリウム 9
21/1/29	厚 農	動薬 豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン（パルボテック） 2
21/2/5	厚	農薬 ノバルロン、メタアルデヒド 2
21/2/12	厚	農薬 ブタミホス＜一部☆＞ 3
21/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 ILE－No. 1株を利用して生産されたL－イソロイシン 1
21/2/19	厚	農薬 テフリルトリオン 1
21/2/19	厚	動薬 ラフォキサニド☆ 1
21/2/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（動薬/飼料添加物） タウリン 2
21/2/26	厚 農	動薬 エプリノメクチン＜一部☆＞、エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックス トピカル） 3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き：～平成20年度まで）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
21/2/26	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズDP－356043－5（食品）　1
21/3/5	厚	農薬　メタラキシル及びメフェノキサム＜一部☆＞　3
21/3/5	厚	動薬　オキシベンダゾール☆　1
21/3/5	農	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズDP－356043－5（飼料）　1
21/3/12	厚	農薬　シメコナゾール　1
21/3/19	厚	農薬　トリフルスルフロンメチル☆、ピラクロストロビン、ボスカリド　3
21/3/19	厚	かび毒　　総アフラトキシン（アフラトキシン B_1,B_2,G_1 及び G_2）　1
21/3/26	厚	農薬　プリミスルフロンメチル☆、メソトリオン＜一部☆＞、レピメクチン　4
21/3/26	厚	動薬　テルデカマイシン☆　1
21/3/26	厚	飼料添加物　デストマイシンA☆　1

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成21年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
21/4/2	厚	添加物　プロピオンアルデヒド　1
21/4/2	厚	農薬　パクロブトラゾール＜一部☆＞、ミルベメクチン＜一部☆＞　4
21/4/9	厚	農薬　アジムスルフロン☆　1
21/4/9	厚　農	鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91 株）（ノビリス IB4-91）の再審査　2
21/4/16	厚	農薬　シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ　2
21/4/23	厚	農薬　イプロベンホス＜一部☆＞　2
21/4/30	厚	農薬　イソチアニル　1
21/4/30	厚	新開発食品　アガリクスを含む食品（製品名：キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒）　1
21/4/30	厚	新開発食品　アガリクスを含む食品（製品名：仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK 2ABPC 顆粒）※　2
21/5/14	厚	農薬　エスプロカルブ、スピロテトラマト　2
21/5/14	厚	遺伝子組換え食品等　GGI 株を利用して生産された L-グルタミン　1
21/5/21	厚	添加物　6-メチルキノリン　1
21/5/21	厚	農薬　ミクロブタニル☆、クロランスラムメチル☆　2
21/5/28	厚	農薬　アジンホスメチル☆　1
21/6/4	厚	新開発食品　グルコバスター　カプセル　1
21/6/11	厚	農薬　ジメテナミド＜一部☆＞　2
21/6/18	厚	動薬　クレンブテロール☆　2
21/6/18	農	塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ）の再審査、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査　2
21/6/25	厚	農薬　スピロメシフェン、ビフェントリン　2
21/6/25	厚	動薬　カルプロフェン☆　1
21/6/25	厚	飼料添加物　ノシヘプタイド☆　1
21/6/25	内厚農	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※　1
21/6/25	厚　農	微生物・ウイルス　微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること（鶏肉中のｶﾝﾋﾟﾛﾊﾞｸﾀｰ・ｼﾞｪｼﾞｭﾆ/ｺﾘ）◎　1
21/7/9	厚	農薬　プロパモカルブ＜一部☆＞、農薬　メチオカルブ☆　3
21/7/9	厚	遺伝子組換え食品等　パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統　1
21/7/16	厚	添加物　フルジオキソニル　1
21/7/16	農	農薬　フルジオキソニル☆、フルシラゾール＜一部☆＞　3

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第３項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成21年度続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
21/7/23	厚	添加物　亜塩素酸ナトリウム、3-メチル-2-ブタノール　2
21/7/23	厚	農薬　クロメプロップ＜一部☆＞、プロチオコナゾール　3
21/7/30	厚	農薬　ピリフルキナゾン、メトラクロール＜一部☆、(清涼飲料水)＞　4
21/7/30	厚	動薬　カラゾロール☆　1
21/7/30	厚	遺伝子組換え食品等　XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ　1
21/8/6	厚　農	動薬　鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))の再審査、動薬　豚サーコウイルス(2 型)感染症(1 型-2 型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スバキシン PCV2/スバキシン　PCV2　FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクト NB/TM)　6
21/8/6	厚	動薬　牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤　1
21/8/20	厚	汚染物質　米のカドミウムの成分規格の改正　1
21/8/20	厚	清涼飲料水関連　クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン　5
21/8/27	厚	添加物　5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン　1
21/8/27	厚	農薬　ベンダイオカルブ☆、ピリミスルファン　2
21/8/27	厚	新開発食品　ヘルシアコーヒー　無糖ブラック、ヘルシアコーヒー　マイルドミルク、麦の葉うまれの食物繊維　3
21/9/3	厚	農薬　ピリプロキシフェン　1
21/9/3	厚	遺伝子組換え食品等　pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ　1
21/9/10	厚	農薬　アミスルブロム　1
21/9/10	厚　農	動薬　性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)　2
21/10/1	厚	動薬　ケトプロフェン☆、ピペラジン☆　2
21/10/1	厚	動薬/飼料添加物　オラキンドックス☆　2
21/10/1	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種　1
21/10/8	厚	添加物　2-エチル-5-メチルピラジン　1
21/10/15	厚	汚染物質　カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について　1

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成21年度続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
21/10/22	厚	農薬　キザロホップエチル＜一部☆＞、ペントキサゾン、トリネキサパックエチル☆　4
21/10/22	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統　1
21/10/29	農	遺伝子組換え飼料　除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統　1
21/11/5	厚	農薬　クロルフェナピル　1
21/11/5	厚	遺伝子組換え食品等　GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム、PHE-No.2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統　3
21/11/12	厚	添加物　イソペンチルアミン　1
21/11/12	農	遺伝子組換え飼料　チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統　1
21/11/19	厚	農薬　エトフェンプロックス＜清涼飲料水＞　2
21/12/3	農	農薬　チジアズロン☆　1
21/12/3	厚　農	動薬　ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン（セルミューンN）　2
21/12/3	厚	遺伝子組換え食品等　ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン　1
21/12/17	厚	農薬　1-メチルシクロプロペン、メプロニル＜一部☆＞＜清涼飲料水＞　4
22/1/7	厚	農薬　塩酸ホルメタネート☆、メトキシフェノジド　1
22/1/7	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了している4品種は除く）　1
22/1/14	厚	農薬　シエノピラフェン　1
22/1/14	厚	動薬　フルベンダゾール☆　1
22/1/21	厚	添加物　ケイ酸マグネシウム　1
22/1/21	厚	農薬　シフルメトフェン　1
22/1/28	厚	農薬　アゾキシストロビン、プロピリスルフロン　2
22/1/28	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統を掛け合わせた品種■　1
22/2/18	農	動薬　セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査(抗菌性の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会。今後、薬剤耐性菌の審議が必要)■　(1)

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である
（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成21年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
22/2/18	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した次の4品種は除く）■　1
22/2/25	厚	農薬　グルホシネート＜一部☆＞、スピネトラム　2
22/2/25	厚　農	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）◎　8
22/3/4	厚	添加物　ブチルアミン　1
22/3/4	厚	農薬　メトミノストロビン＜一部☆＞　2
22/3/4	厚	動薬　メベンダゾール☆　1
22/3/11	厚	遺伝子組換え食品等　高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1（食品）　1
22/3/18	厚	添加物　フェネチルアミン　1
22/3/18	厚	農薬　シアゾファミド、ピリダリル　2
22/3/18	厚	動薬　レバミゾール☆　1
22/3/18	農	遺伝子組換え食品等　高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1（飼料）　1
22/3/18	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種■　1
22/3/25	厚	農薬　オキシフルオルフェン☆、農薬　エトプロホス☆　2
22/3/25	厚　農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価

注：　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である
（平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ）

Ⅳ その他

通知日	通知先	件　名
16/1/30	厚　農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準

資料３

平成２１年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域 研究課題	主任研究者	所属組織
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・内分泌かく乱作用が疑われる化合物の実験動物を用いた低用量影響評価法の開発	青山博昭	財団法人残留農薬研究所
・ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発	遠山千春	東京大学
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域		
・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価方法の開発	小西良子	国立医薬品食品衛生研究所
・日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発	足立真佐雄	高知大学
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域		
・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立	郡健二郎	名古屋市立大学
・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析	古田雅一	大阪府立大学

資料４

平成２０年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

＜平成１８年度採択課題（７課題）＞

研究領域			
研究課題			評価結果
	主任研究者	所属組織	
①化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域			
・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法			目標以上の結果が得られた。
	遠山千春	東京大学	
・一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発			概ね、計画通りの目標を達成した。
	香山不二雄	自治医科大学	
②食品に起因するｖＣＪＤのリスク評価のための効果的ＢＳＥサーベイランス手法の開発に関する研究領域			
・BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合			目標を達成した。
	門平陸代	帯広畜産大学	
・vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究			目標以上の結果が得られた。
	山本茂貴	国立医薬品食品衛生研究所	
③食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域			
・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究			目標以上の結果が得られた。
	藤井建夫	東京海洋大学	
・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究			目標以上の結果が得られた。
	西尾治	国立感染症研究所	
④健康食品等の安全性評価法に関する研究領域			
・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究			概ね、計画通りの目標を達成した。
	菅野純	国立医薬品食品衛生研究所	

資料５

平成２２年度食品健康影響評価技術研究領域

Ⅰ　食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域

○ 胎児期、発達期の暴露による健康影響評価手法の開発
（キーワード：in vivo、発達障害、中枢・末梢神経機能、発がん、生殖機能、代謝・内分泌調節機能、薬物代謝酵素）

○ 低用量暴露における量影響関係・量反応関係による健康影響評価手法の開発
（キーワード：低用量暴露、用量影響、用量反応）

Ⅱ　食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究　　領域

○ 食品及びその原材料における食中毒起因微生物等の生存、増殖の評価手法の開発
（キーワード：食中毒、微生物、生存、増殖）

○ 有害微生物等の特性解析と健康影響評価手法の開発
（キーワード：動植物由来微生物、微生物の特性、測定法、疫学調査）

Ⅲ　新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域

○ ナノテクノロジー利用食品・容器包装に関する健康影響評価手法の開発
（キーワード：経口投与、動物実験、体内動態）

○ 新たな危害要因の予測手法の開発
（キーワード：トランス脂肪酸、グリシドール脂肪酸エステル、３－MCPD脂肪酸エステル、分析法、体内動態、毒性）

○ ベンチマークドーズ法等を活用した新しい健康影響評価手法の開発
（キーワード：無毒性量の推定）

○ ハイリスクグループ（高齢者、生活習慣病患者等）に対する健康影響評価手法に関する研究
（キーワード：高齢者、生活習慣病、背景疾患、動物疾患モデル、疫学調査）

Ⅳ　リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域

○ リスクコミュニケーションの対象（地域性、年齢、職種等）を考慮した介入試験による効果分析手法の開発
（キーワード：情報提供手法、専門家／市民間の認知ギャップ、表現形式、情報要求）

○ リスク評価書の効果的なリスクコミュニケーション手法の開発
（キーワード：サイエンスコミュニケーション）

資料６

平成２１年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

＜平成２０年度採択課題（５課題）＞

研究領域			
研究課題			評価結果
	主任研究者	所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域			
・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究			継続
	吉永淳	東京大学	
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域			
・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究			継続
	吉川泰弘	東京大学	
・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究			継続
	春日文子	国立医薬品食品衛生研究所	
③新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域			
・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用			継続
	山田静雄	静岡県立大学	
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域			
・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立			継続
	今村知明	奈良県立医科大学	

＜平成２１年度採択課題（６課題）＞

研究課題		評価結果
主任研究者	所属組織	
・内分泌かく乱作用が疑われる化合物の実験動物を用いた低用量影響評価法の開発		継続
青山博昭	財団法人残留農薬研究所	
・ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発		継続
遠山千春	東京大学	
・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価方法の開発		継続
小西良子	国立医薬品食品衛生研究所	
・日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発		継続
足立真佐雄	高知大学	
・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立		継続
郡健二郎	名古屋市立大学	
・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析		継続
古田雅一	大阪府立大学	

資料７

平成21年度　意見交換会開催状況

No	開催日	会議名	開催地 参加人数	地方公共団体と連携	関係府省と連携
1	5 月　26日	食の安全を科学する「サイエンスカフェ」第3話	東京都 28名	○	
2	6 月　3日	食品に関するリスクコミュニケーションー鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価についてー	福岡県 52名		○
3	6 月　5日	食品に関するリスクコミュニケーションー鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価についてー	東京都 103名		○
4	6 月　26日	共に考えよう。食の科学「トワイライトセミナー」	東京都 40名		
5	7 月　9日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	岡山県 34名	○	
6	7 月　23日	夏休み小学生自由研究お助け教室	徳島県 157名	○	
7	7 月　29日	食品の安全性に関するリスクコミュニケーション～食品添加物に関する意見交換会～	秋田県 136名	○	○
8	8 月　3日	ジュニア食品安全委員会@札幌	北海道 16名	○	
9	8 月　5日	ジュニア食品安全委員会　食の安全って何だろう？	兵庫県 21名	○	
10	8 月　7日	ジュニア食品安全委員会	東京都 60名		
11	8 月　11日	食品のリスクを考えるワークショップ（広島）～知ろう防ごう食中毒～	広島県 33名	○	○
12	8 月　21日	ジュニア食品安全委員会～食の安全について学ぼう！～	愛知県 29名	○	
13	8 月　25日	ジュニア食品安全委員会@おかやま～食の安全について学ぼう～	岡山県 30名	○	
14	9 月　8日	食品のリスクを考えるワークショップ（岡崎）～知ろう防ごう食中毒～	愛知県 31名	○	○
15	10 月　7日	「食品の安全」に関するセミナー	福岡県 122名		○
16	10 月　9日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	石川県 15名	○	
17	10 月　13日	ジュニア食品安全委員会inあきた	秋田県 23名	○	
18	10 月　20日	ジュニア食品安全委員会@文京区	東京都 70名	○	
19	10 月　26日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	栃木県 24名	○	
20	10 月　30日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	兵庫県 45名	○	
21	10 月　31日	ジュニア食品安全委員会in岐阜　アンゼンキングクイズ	岐阜県 146名	○	

No	開催日	会議名	開催地 参加人数	地方公共団体と連携	関係府省と連携
22	11 月　5日	ジュニア食品安全委員会@岐阜	岐阜県 123名	○	
23	11 月　6日	食品のリスクを考えるワークショップ（徳島）～どう思う？食品添加物～	徳島県 28名	○	○
24	11 月　28日	ジュニア食品安全委員会@おかざき	愛知県 39名	○	
25	12 月　1日	食品のリスクを考えるワークショップ（大分）～どう思う？食品添加物～	大分県 45名	○	○
26	12 月　1日	ジュニア食品安全委員会@岐阜	岐阜県 72名	○	
27	12 月　4日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	北海道 21名	○	
28	12 月　11日	食品安全セミナー「食品分野におけるナノテクノロジーの今－世界の動きを中心に－」	東京都 76名		
29	12 月　15日	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）	大阪府 32名		
30	12 月　18日	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）	東京都 83名		
31	1 月　6日	ジュニア食品安全委員会	岩手県 36名	○	
32	1 月　15日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	埼玉県 28名	○	
33	1 月　22日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	長崎県 27名	○	
34	1 月　26日	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第4話」	東京都 48名	○	
35	1 月　28日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～	和歌山県 48名	○	
36	1 月　29日	食品のリスクとのつきあい方―食中毒をテーマに－	奈良県 205名	○	
37	2 月　3日	食品のリスクを考えるワークショップ（群馬）―気になる農薬―	群馬県 26名	○	
38	2 月　19日	食品のリスクを考えるワークショップ（和歌山）「みんなで考えよう！「食の安全と安心」―どう思う？食品添加物―」	和歌山県 42名	○	
39	2 月　24日	アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう？～	高知県 25名	○	
40	2 月　26日	食品安全委員会セミナー「食品における微生物のリスク評価について」	東京都 97名		
41	3 月　9日	食品のリスクを考えるワークショップ（兵庫）―どう思う？食品添加物―	兵庫県 30名	○	
42	3 月　17日	食品のリスクを考えるワークショップ（岡山）―遺伝子組換え食品ってどんなもの？―	岡山県 39名	○	○
43	3 月　23日	食品安全委員会セミナー「WHO国際がん研究機構（IARC）における化学物質の評価の最新情報」	東京都 110名		

資料８

平成21年度　関係団体との懇談会

開催日	会議名
平成21年 7 月 23日	全国消費者団体連絡会と食品安全委員会との懇談会（第11回）

資料９

平成21年度食品の安全性に関する
リスクコミュニケーター（ファシリテーター型）育成講座開催実績一覧表

No.	開催地	主催	日程	参加者数（人）				
				合計	内訳			
					行政	事業者	消費者	その他
1	佐賀県	食品安全委員会 佐賀県	平成21年7月15日	32	18	9	4	1
2	愛媛県	食品安全委員会 愛媛農政事務所 愛媛県・松山市	平成21年8月26日	30	15	8	7	0
3	神奈川県	食品安全委員会 神奈川県	平成21年8月28日	36	31	1	4	0
4	滋賀県	食品安全委員会 滋賀県	平成21年9月1日	22	15	5	2	0
5	群馬県	食品安全委員会 群馬県	平成21年10月14日	23	3	15	5	0
6	京都府	食品安全委員会 京都府	平成21年10月23日	30	18	7	3	2
7	広島県	食品安全委員会 広島県	平成21年11月10日	32	23	9	0	0
8	高知県	食品安全委員会 高知県・高知市	平成21年11月19日	27	14	10	3	0
9	岩手県	食品安全委員会 岩手県	平成22年1月29日	23	9	10	3	1
10	富山県	食品安全委員会 富山県	平成22年2月5日	29	15	6	8	0
11	静岡県	食品安全委員会 静岡県	平成22年2月10日	30	17	7	6	0

資料10

平成21年度食品の安全性に関する
リスクコミュニケーター（インタープリター型）育成講座開催実績一覧表

No.	開催地	主催	日程	参加者数（人）				
				合計	内訳			
					行政	事業者	消費者・生協	その他
1	岡山県（中国ブロック）	食品安全委員会 岡山県	平成21年7月8～9日	32	7	13	5	7
2	石川県（北陸ブロック）	食品安全委員会 石川県	平成21年10月8～9日	15	4	6	1	4
3	兵庫県（関西ブロック）	食品安全委員会 兵庫県	平成21年10月29～30日	25	13	9	0	3
4	北海道（北海道ブロック）	食品安全委員会 北海道	平成21年12月3～4日	20	4	2	12	2
5	埼玉県（関東ブロック）	食品安全委員会 埼玉県	平成22年1月14～15日	23	6	9	1	7
6	長崎県（九州ブロック）	食品安全委員会 長崎県	平成22年1月21～22日	20	13	0	3	4
7	和歌山県（関西ブロック）	食品安全委員会 和歌山県	平成22年1月27～28日	20	12	3	1	4
8	高知県（四国ブロック）	食品安全委員会 高知県・高知市	平成22年2月23～24日	29	16	8	4	1

資料11

外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

（１）外国政府機関及び国際機関等の訪問

①　訪問先：アルゼンチン・チリ（見上委員長ほか）
　　アルゼンチン農牧水産食糧庁・チリ農務省農業牧畜局
　日　程：平成２１年５月２日～５月１１日
　目　的：食品安全に関する意見交換・情報収集、

②　訪問先：インド（畑江委員ほか）
　　インド食品安全標準局
　日　程：平成２１年１２月１０日～１６日
　目　的：食品安全に関する意見交換・情報収集、
　　第１５回アジア地域家政学会参加

③　訪問先：イタリア・ベルギー（見上委員ほか）
　　欧州食品安全庁（EFSA）・欧州委員会健康・消費者保護総局（DG-SANCO）
　日　程：平成２１年１２月６日～１０日
　目　的：食品安全に関する意見交換・情報収集

④　訪問先：ベルギー・ドイツ（野村委員ほか）
　　ベルギー食品安全庁・ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）
　日　程：平成２２年２月７日～１３日
　目　的：食品安全に関する意見交換・情報収集

⑤　訪問先：オーストラリア（村田委員ほか）
　　豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)
　日　程：平成２２年３月２８日～４月３日
　目　的：食品安全に関する意見交換・情報収集

（２）国際会議等への出席

①　コーデックス

残留農薬部会（中国）	平成21年４月19日～26日	事務局
FAO/WHO合同残留動物用医薬品部会(CCRVDF)（ブラジル）	平成21年５月９日～18日	事務局
抗菌剤耐性に関する特別部会（韓国）	平成21年10月11日～16日	事務局
食品衛生部会（米国）	平成21年11月15日～22日	事務局
食品添加物部会（中国）	平成22年３月14日～20日	事務局

②　ＯＥＣＤ

農薬作業部会（フランス）	平成21年６月28日～７月３日	専門委員、事務局
急性参照用量の導入に関するガイダンスドキュメント（スイス）	平成21年９月13日～15日	専門委員

③　その他

ナノテクノロジーに関するWHO専門家会議(イタリア)	平成21年５月31日～６月７日	専門委員
インターナショナルビジターリーダーシッププログラム（米国）	平成21年６月６日～28日	事務局
FAO/WHO合同食品添加物専門家会合(JECFA)（スイス）	平成21年６月15日～26日	専門委員
米国バイオテクノロジーツアー（米国）	平成21年７月26日～８月２日	事務局
FAO/WHO合同食品残留農薬専門家会合(JMPR)（スイス）	平成21年９月16日～26日	専門委員
プリオン2009（ギリシア）	平成21年９月21日～27日	専門委員、事務局
第２回IFCSLG会合	平成21年11月３日～７日	事務局
VICH微生物学的ADI専門家作業部会（米国）	平成21年11月８日～13日	専門委員
第３回農食品安全国際シンポジウム（韓国）	平成21年11月17日～19日	専門委員
	平成21年11月17日～20日	事務局
リスク分析学会（SRA）年次会合（米国）	平成21年12月５日～９日	専門委員、事務局
FAO/WHO合同食品添加物専門家会合(JECFA)（イタリア）	平成22年２月14日～26日	専門委員

資料12

海外研究者及び専門家の招へい

① 平成２１年１０月２５日～３０日
米国食品医薬品局食品安全・応用栄養センター食品添加物安全事務局
食品接触届出課課長
フランシス・リン博士

欧州食品安全機関食品接触物質パネル座長
アレキサンダー・フェイゲンバウム博士

② 平成２１年１２月８日～１３日
オーストラリア・ニュージーランド食品安全基準機関
リスク評価部門ジェネラルマネージャー
アンドリュー・バートーロマス博士

③ 平成２２年2月２１日～２７日
カナダ保健省健康製品・食品部門
微生物ハザード課課長
ジェフリー・ファーバー博士

④ 平成２２年3月２１日～２６日
国際がん研究機構発がん性評価モノグラフ部門長
ビンセント・ジェームス・コグリアーノ博士

参考資料

平成２２年度食品安全委員会運営計画(平成22年4月1日委員会決定)

第１　平成２２年度における委員会の運営の重点事項

１　食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項（平成１６年１月１６日閣議決定）を踏まえ、同法第２３条第１項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。

なお、消費者庁の設置により、委員会の果たすべき役割に変更があったことから、新たな役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。

２　また、「食品安全委員会の改善に向けて（平成２１年３月２６日委員会決定)」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。

３　平成２２年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、

・　平成２１年９月に新たに設置された消費者庁との関係において、科学に立脚した委員会の役割を明確化する
・　そのため、国民に対する科学的知見に基づく情報・見解の適時適切な発信に向けて、食品の安全性に関する情報を目的を持って的確に把握し、科学的評価等を迅速かつ正確に実施した上で、評価結果等の国民全体への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行う
・　これにより、科学的知見に基づく「情報収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化を更に図る

こととし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。

(1) 国民に対して適時適切な情報発信等を行うため、リスク管理機関からの評価実施要請に基づく食品健康影響評価の実施のほか、必要性・緊急性に応じて、委員長談話の発表、ファクトシート、Ｑ＆Ａ等の作成・公表、リスク管理機関に対する意見、委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の実施等の取組の活性化により、食品の安全性に関する科学的情報・見解を更に積極的に国民に提供する。

(2) 食品健康影響評価について、引き続き「食品安全委員会の改善に向けて」の着実な実施等により迅速化・質の向上を図る。

特に、自ら評価について、国民のニーズを踏まえて質の高い評価を積極的に進めていくため、

① 案件選定について、過去の案件決定の審議において評価案件とならなかった案件候補等の活用、情報収集と評価実施の体系的連携等について検討するとともに、

② 説明の工夫等により、評価結果及びこれに至る過程について国民の更なる理解を得るよう情報発信する。

(3) リスクコミュニケーションについて、リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援、ビジュアル化した資料の作成・活用、ホームページの充実等を進めるなど、広く国民に対して、科学的な食品健康影響評価の考え方、プロセス及び結果を分かりやすく伝達することに重点を置く。

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（モニタリング）について、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して行う。

なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を行う。

第２　委員会の運営全般

１　会議の開催

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日１４時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- 平成２１年度食品安全委員会運営計画（平成２１年３月２６日委員会決定）のフォローアップ、平成２１年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成２２年５～６月ごろ）
- 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年８～１１月ごろ）
- 平成２２年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年１０～１１月ごろ）
- 平成２３年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成２３年１～２月ごろ）
- 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね２ヶ月ごとに開催し、これまでにリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた推進の方向性を踏まえ、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策について調査審議を行う。

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね３～４ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらの見直しを行う。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、各専門調査会を開催する。その際、以下の事項に特に留意し、評価の迅速化・質の向上を図る。

- 必要に応じて専門調査会の下に、部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(ⅰ)専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ⅱ)関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応を行う。
- ポジティブリスト制度下における評価案件数の増加等に対応するため、明らかに評価が不要な案件、既に評価した案件等について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第２４条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（平成２１年１０月８日委員会決定)」に基づき、可能な範囲で調査審議方法を改善し、その効率化を進める。
- 事情により専門調査会への出席が困難な専門委員であっても審議に参加できるよう、テレビ会議その他の新たな会議形式の導入の可能性を視野に入れた検討をする。

(6) 専門調査会の連携の確保

必要に応じて委員と専門委員の意思疎通を図り、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年１回以上開催する。

２　平成２１年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成２３年度食品安全委員会運営計画の作成

(1) 平成２１年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成２２年５～６月ごろ）

平成２１年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

(2) 平成２３年度食品安全委員会運営計画の作成（平成２３年１～３月ごろ）

平成２３年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

第３　食品健康影響評価の実施

１　リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるようにするとともに、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。

(1) 平成２１年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成２２年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成２１年７月１６日委員会決定)」に基づき、要請事項の説明を受けた日から１年以内に結果を通知するよう努めるものとする。

(3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）における食品健康影響評価については、例えば、専門調査会の調査審議方法の改善や、調査審議の前段階での評価資料の事前確認による調査審議の効率化を図るなど、関係する専門調査会との十分な連携にも配慮しつつ、食品健康影響評価の迅速かつ円滑な実施に努める。

(4) ポジティブリスト制度導入に向けて新たに制度設計が開始される分野（器具・容器包装）における食品健康影響評価については、リスク管理機関との密接な情報交換を行うとともに、同制度導入後の円滑な食品健康影響評価の実施に資する所要の検討を開始する。

(5) 清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

２　評価ガイドラインの策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も必要に応じて活用しながら、各専門調査会で行っている評価ガイドラインの起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。

３　自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 自ら評価案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

自ら評価案件の選定について優先順位の考え方を整理しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補に、国民のニーズを踏まえて的確に対応していく観点から食品安全モニターを含め広く募集した案件候補を加えるとともに、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を加えること等を含めた検討を行う。

これに伴い、企画専門調査会に必要に応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において平成２２年度内に自ら評価案件の選定を行う。

また、自ら評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、ファクトシート、Ｑ＆Ａ等による国民への情報提供や、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。

なお、自ら評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

(2) 自ら評価の実施

自ら評価を行うことを決定している案件について、人員・予算が限られているところであるが、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告・意見申出等の可能性を視野に入れた検討にも努める。

また、委員会は、自ら評価を行うこととなった案件について、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から定期的に報告を受け、以後の取扱いを検討する。

個別の案件については、以下のとおり進める。

・　「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成１６年度決定）については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、優先度の高い３評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）の評価の実施可能性に係る調査審議を進めるとともに、その他の微生物・ウイルスに関する案件の関連情報の収集整理を進める。

・　「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成１９年度決定）については、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。
・　「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。
・　「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成２０年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。
・　「デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価」及び「オクラトキシンＡに関する食品健康影響評価」（平成２０年度決定）については、かび毒・自然毒等専門調査会において順次調査審議を進める。
・　平成２１年度に自ら評価を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。

(3) 自ら評価の結果の情報発信

自ら評価の評価結果について、そのプロセスを含め、より一層分かりやすい情報提供を行う。

(4) 自ら評価の結果の活用の働きかけ

自ら評価の評価結果を活用して適切なリスク管理措置が行われるよう、リスク管理機関に対して積極的に働きかける。

4　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成２２年度中に２回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成２２年１０月ごろ及び平成２３年４月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、自ら評価の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。

なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を開始する。

5　食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

(1) 食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。

なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、より広範囲に研究を公募する。

(2) 平成２１年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施する。

また、得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用するとともに、研究成果発表会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

(3) 平成２２年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

(4) 平成１７年１月３１日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第４　リスクコミュニケーションの促進

1　食品健康影響評価に関する意見交換会の開催

委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。

・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの
・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの

なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。

2　食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。ホームページについては、一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、リスク評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、評価の考え方、プロセス及び結果をより分かりやすく伝達するため、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供を行う。

さらに、国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

3　食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、子供を対象とした意見交換会の開催を実施する。

また、ＤＶＤや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。

4　リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援

食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。

また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する情報提供の充実や知見の高度化のためのセミナーを開催する。

5　食品安全モニターの活動

食品安全モニター４７０名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等に関する報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等に

ついて協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成２２年５月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を必要に応じて図る。

6　リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月２回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、リスク評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得た意見交換会の開催など、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

第５　緊急の事態への対処

1　緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

2　緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。

また、特に緊急時には委員会の緊急時対応の指針及び「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Ｑ＆Ａ等の作成・公表、自ら評価の実施やリスク管理機関から要請のあった食品健康影響評価の優先的実施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表するほか、リスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図るとともに、緊急事態等における対応について更に検討を進める。

第６　食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

１　最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつ分かりやすく国民に提供する。

このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討のほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に自ら評価に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめたハザード概要シート等の作成・更新を進める。

２　国際協調の推進

コーデックス委員会（Ｃｏｄｅｘ）各部会、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、欧州食品安全機関（ＥＦＳＡ）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

３　外部の専門家とのネットワークの形成

食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに引き続き努める。

第７　食品の安全性の確保に関する調査

食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成２２年度に実施する課題を６月ごろまでに選定するとともに、より的確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。